

埼玉県議会令和5年5月臨時会付議予定議案件名表

【議案】

予算

案件名	概要
1 令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	補正前 2, 211, 095, 000千円 補正額 18, 383, 879千円 補正後 2, 229, 478, 879千円 対当初比 100. 8%

専決処分の承認

案件名	概要
<p>1 専決処分の承認を求めることについて (埼玉県税条例の一部を改正する条例)</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>地方税法の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例を改正する必要性が生じ、埼玉県税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき承認を求めるもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年3月31日</p> <p>2 専決処分理由 地方税法の一部改正に伴い、緊急に条例を改正する必要性が生じたため</p> <p>3 内 容</p> <p>(1) 不動産取得税 サービス付き高齢者向け賃貸住宅用土地を取得した場合の減額の特例措置を2年延長</p> <p>(2) 自動車税 ア 環境性能割 (ア) 公共交通移動等円滑化基準に適合したバス等を取得した場合の課税標準の特例措置を2年延長 (イ) 先進安全技術を搭載したバス等を取得した場合の課税標準の特例措置を一部拡充し、2年延長 イ 種別割 (ア) 燃費性能等が優れた自動車の税率軽減の特例措置を3年延長 (イ) 一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置を3年延長</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和5年4月1日</p>

【報告】

地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>【企画財政部】</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年3月27日</p> <p>2 専決処分理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 (1) 法令移譲に伴う規定の整備 (2) 事務廃止に伴う規定の整備 (3) その他の規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和5年4月1日等</p>
<p>2 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>【県民生活部】</p>	<p>旅券法の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和5年3月20日</p> <p>2 専決処分理由 旅券法の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 事務廃止に伴う規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和5年3月27日</p>

案件名	概要
<p>3 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分年月日 令和5年3月31日 2 専決処分理由 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、規定の整備をするため 3 改正内容 同法の適用規定 (例) 「厚生労働大臣」→「こども家庭庁長官」 4 施行期日 令和5年4月1日
<p>4 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>営造物の設置管理に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分年月日 令和5年5月1日 2 専決処分理由 営造物の設置管理に係る損害賠償額の決定のため 3 相手方 損壊した眼鏡の保有者 4 事案の概要 令和5年3月13日、衛生研究所内の樹木が強風で倒れ、衛生研究所南側歩道を歩いていた者の頭部等に当たり、眼鏡を損壊したもの 5 損害賠償額 16,600円

案件名	概要
<p>5 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>自動車事故に係る損害賠償額の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分年月日 令和5年4月28日 2 専決処分理由 自動車事故に係る損害賠償額の決定 3 相手方 破損した車両の保有者 4 事案の概要 令和4年12月8日、県道惣新田幸手線上において、県職員が職務上県有自動車を運転中、過失により第三者所有の普通乗用自動車に追突し、その衝撃により同普通乗用自動車を相手方が所有する大型貨物自動車に追突させ、同大型貨物自動車を破損したもの 5 損害賠償額 957,829円
<p>6 市の境界変更について（熊谷市と行田市）</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>令和5年10月1日から熊谷市と行田市との境界の一部を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分年月日 令和5年3月30日 2 専決処分理由 熊谷市と行田市との境界の一部を変更するため 3 編入する区域 行田市から熊谷市 行田市大字小敷田字竹町248ほか 熊谷市から行田市 熊谷市池上字鶴巻1ほか 4 変更予定年月日 令和5年10月1日